

建築物を特定しない複数の概要書等の閲覧に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年西宮市規則第8号）第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）に関して必要な事項を定める。

(閲覧の対象)

第2条 閲覧の対象となる概要書等は次に掲げるものとする。

- (1) 個人住宅を除いた延べ床面積500平方メートル以上の建築物に係る概要書
- (2) 前項に掲げる概要書のほか、閲覧の目的に公益性がある場合であって、市長が特に閲覧を認める概要書

(閲覧の申請)

第3条 閲覧をしようとする者は、市長が別に定める様式により、閲覧の申請をしなければならない。

(承認の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請を認めたときは、別に定める様式により、当該申請をした者に対して承認の通知をするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、閲覧に供する概要書等及び閲覧時間を指定することができる。

(閲覧の報告)

第5条 閲覧をした者は、市長が別に定める報告書で、閲覧の報告書を提出しなければならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、次に掲げる場合は、閲覧の停止を命じ、又は閲覧の申請を拒否することができる。

- (1) 第3条による申請内容に虚偽の内容があると認めるとき。
- (2) 営利目的のために閲覧をし、又はしようとしていると認めるとき。
- (3) 申請目的以外の目的で閲覧をしていると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が閲覧を不適當であると認めるとき。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。